
吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

(吸収分割)

2023 年 8 月 28 日

楽天グループ株式会社

2023年8月28日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年8月10日付で楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年11月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、楽天ペイメントを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
(会社法第782条第1項)

2023年8月10日付で当社と楽天ペイメントが締結した吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項
(会社法施行規則第183条第1号)

楽天ペイメントは、本件吸収分割に際して、承継する権利義務の対価として、楽天ペイメントの普通株式16,500株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付します。この対価は、承継する権利義務の内容等を総合的に考慮し、当社と楽天ペイメントとが協議・交渉のうえで決定したものであり、相当であると判断しております。また、本件吸収分割により楽天ペイメントの資本金及び準備金の額を増加しないことといたしますが、本件吸収分割後における楽天ペイメントの事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権への対価等の相当性に関する事項
(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等
(会社法施行規則第183条第4号)

楽天ペイメントの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
(会社法施行規則第183条第5号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

- ① 当社は、2023年1月20日に、2024年11月満期ドル建無担保社債（2022年11月30日発行）の増額発行として、米ドル建社債450百万米ドルの発行を実施しました。
- ② 当社は、2023年2月10日に、無担保社債250,000百万円の発行を実施しました。
- ③ 当社の連結子会社である楽天銀行株式会社（以下「楽天銀行」といいます。）は、2023年4月21日に、東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。株式上場の際し、楽天銀行は、公募による新株の発行を、当社は、当社が所有する楽天銀行の普通株式の一部売出しを行いました。また、楽天銀行は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行いました。
- ④ 当社は、2023年5月12日に開催の取締役会において、当社グループが保有する株式会社西友ホールディングスの全株式をSY Investment L.P.（以下「譲渡先企業」といいます。）を通じて譲渡先企業の親会社であるKKR & Co. Inc.に譲渡することを決議し、同日株式譲渡契約を締結しました。これにより、株式会社西友ホールディングスは当社グループの持分法適用の範囲から除外しています。
- ⑤ 当社は、2023年5月16日に開催の取締役会において、公募（国内における一般募集及び海外市場における募集）及び有限会社三木谷興産、有限会社スピリット、株式会社サイバーエージェント及び東急株式会社への第三者割当による新株発行を決議し、2023年5月31日に全ての払込みが完了しました。

6. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させたものに限る。）の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第183条第6号）

（1）吸収分割会社について

本件吸収分割効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

（2）吸収分割承継会社について

本件吸収分割効力発生日後の楽天ペイメントの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の楽天ペイメントの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天ペイメントの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における楽天ペイメントの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

楽天グループ株式会社（本店所在地：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号。以下「甲」という。）と楽天ペイメント株式会社（本店所在地：東京都港区港南二丁目16番5号。以下「乙」という。）とは、本件事業（第1条に定義する。）を分割して乙に承継させること（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲の楽天ペイ（オンライン決済）事業及び楽天ポイント（オンライン）事業（以下「本件事業」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、第4条に定める承継する権利義務の対価として、乙の普通株式16,500株を新たに発行し、その全てを甲に交付する。

第3条（乙の資本金等に関する事項）

乙は、本件吸収分割に際して、資本金及び準備金を増加しないものとする。

第4条（承継する権利義務に関する事項）

- （1） 本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本件権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- （2） 前項にかかわらず、本件権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、又は(ii) 本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- （3） 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、全て免責的債務引受の方法によるものとする。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、令和5年11月1日とする。ただし、本件吸収分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得た上で本件吸収分割を行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

第8条（本件吸収分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障

となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決定する。

第11条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月10日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都港区港南二丁目16番5号
楽天ペイメント株式会社
代表取締役社長 小林重信

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の令和5年8月10日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

また、乙は、下記7「明示的に承継しない権利義務」に定める資産、債務その他の権利義務（売掛金、買掛金、未払金、未払費用を含むが、これらに限られない。）を一切承継しない。

記

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、売掛金、未収入金、前払金、前払費用及びその他の流動資産

(2) 固定資産

なし

2. 負債

(1) 流動負債

本件事業に関する未払金、前受収益及びその他の流動負債

(2) 固定負債

なし

3. 雇用契約

乙は、甲と本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務は承継しないものとする。

4. 雇用契約を除く契約

乙は、本件事業に関する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約（雇用契約及び知的財産権等を除く。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継する。ただし、当該契約のうち、会社分割による契約上の地位の移転又は支配権の移転が契約の解除事由、終了事由、違反事由を構成する可能性がある等の理由により、当該契約の相手方当事者の承諾を得る必要があるものは、甲が相手方当事者の承諾を得て、乙に承継するものとする。

5. 許認可等

本件事業に関する許認可等は一切承継しないものとする。

6. 知的財産権等

本件事業に関する知的財産権等は一切承継しないものとする。

7. 明示的に承継しない権利義務

以下に定める権利義務は、本件吸収分割により甲から乙に承継されない。なお、本項は当該権利義務関係以外を全て承継する趣旨ではない。

- (1) 自己創設のソフトウェア
- (2) システム関連の建物付属設備
- (3) システム関連の工具器具備品
- (4) システム関連の外部購入ソフトウェア
- (5) システム開発関連契約
- (6) 共同研究（開発）に関する契約

以上

事業報告書

第12期

〔
2022年1月1日から
2022年12月31日まで
〕

楽天ペイメント株式会社

第12期事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大により年初よりまん延防止等重点措置が発出されるなど経済活動は引き続き影響を受けました。まん延防止等重点措置解除後は徐々に経済活動が回復したものの、新型コロナウイルスの感染状況の波や国際情勢の緊張、資源価格高騰や急速な円安など不透明な状況が続いております。

当社の主たる事業である決済関連業界では、新型コロナウイルス感染症予防の観点から現金を介さず非接触で決済を行うことができる点が引き続き注目されていることや、経済産業省が2025年までに日本のキャッシュレス決済比率を40%とすることを目標としており、キャッシュレス決済推進の取り組みが進んだことなどから順調に拡大いたしました。一方で、決済事業においては引き続き携帯キャリアを中心として、共通ポイントや電子決済などを軸とした経済圏同士の競争が続いております。

このような環境の中、当社におきましては、ポイントカード事業であるポイントパートナー事業では、株式会社西友、楽天グループ株式会社、楽天 Edy 株式会社、楽天カード株式会社とともに楽天ポイントを軸にしたOMO(Online Merges with Offline)戦略の新たな協業体制を開始いたしました。また、楽天ポイントの優位性や新規パートナーの獲得施策を背景に、ユーザー数・パートナー数ともに増加し、取扱高が増加いたしました。決済事業につきましては、楽天ペイ事業において自治体を実施する『地域経済の活性化』と『キャッシュレス決済利用の促進』を目的としたキャッシュレス決済キャンペーンに参加し、地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進に貢献するとともに、『楽天ペイ』アプリにおいては『楽天カードタッチ決済』サービス、『楽天ペイ(実店舗決済)』においてはクレジットカードタッチ決済の対応など新たなサービスの提供を開始いたしました。さらに、中小規模の新規パートナーを対象とした導入キャンペーンが好評だったことなどにより、ユーザー数・パートナー数が増加し、取扱高が増加しております。また、Edy事業では、楽天グループのオンライン電子マネー『楽天キャッシュ』で投資信託の積立ができる楽天証券投信積立『楽天キャッシュ』決済サービスを開始し、好調に推移したことや、利用可能箇所が100万ヶ所を突破するなど、ユーザー数・パートナー数が増加し、取扱高が増加しております。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益417億12百万円、経常損失59億60百万円、当期純損失は69億2百万円となりました。なお、当社の主たる部門の状況は以下のとおりであります。

【ポイントパートナー事業】ポイントパートナー事業におきましては、株式会社西友、楽天グループ株式会社、楽天 Edy 株式会社、楽天カード株式会社とともに楽天ポイントを軸にしたOMO(Online Merges with Offline)戦略の新たな協業体制を開始いたしました。また、楽天ポイントの優位性や新規パートナーの獲得施策を背景に、ユーザー数・パートナー数ともに増加し、ポイント付与対象取扱高は3兆7,653億63百万円(前期比39.0%増)となりました。

【楽天ペイ事業】楽天ペイ事業におきましては、自治体が実施する『地域経済の活性化』と『キャッシュレス決済利用の促進』を目的としたキャッシュレス決済キャンペーンに参加し、地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進に貢献するとともに、『楽天ペイ』アプリにおいては『楽天カードタッチ決済』サービス、『楽天ペイ（実店舗決済）』においてはクレジットカードタッチ決済の対応など新たなサービスの提供を開始いたしました。さらに、中小規模の新規パートナーを対象とした導入キャンペーンが好評だったことなどにより、ユーザー数・パートナー数が増加し、取扱高は1兆2,083億31百万円（前期比44.5%増）となりました。

【参考：楽天Edy事業（当社子会社）】楽天Edy事業におきましては、2022年7月に開始した楽天証券投信積立『楽天キャッシュ』決済サービスが好調に推移したことや、利用可能箇所が100万ヶ所を突破するなどしたことから、取扱高は初めて1兆円を突破し、1兆1,176億42百万円（前期比30.1%増）となりました。

※なお、楽天Edy事業（楽天Edy株式会社）の業績については、当社は連結財務諸表を作成していないため、当社の財務諸表には含まれておりません。

(2) 部門別取扱高

（単位：百万円）

部 門	当 期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	構 成 比
ポイントパートナー事業	3,765,363	75.7%
楽天ペイ事業	1,208,331	24.3%
計	4,973,695	100.0%
【参考】		
ポイントパートナー事業	3,765,363	61.8%
楽天ペイ事業	1,208,331	19.8%
楽天Edy事業	1,117,642	18.4%
計	6,091,337	100.0%

(3) 資金調達状況

当期においては、2022年6月に12,999百万円（1株当たり発行価格130,000円、発行株式数99,997株）の第三者割当増資を行っております。

(4) 設備投資状況重要な設備投資はありません。

(5) 他の会社の株式の処分の状況当社は、2022年7月1日に当社の保有する楽天ウォレット株式会社の全株式を楽天証券株式会社に譲渡いたしました。

(6) 財産及び損益の状況

区分	2019 年 12 月期	2020年12月期		2021年12月 期	2022年12月 期
	第 9 期	第10期		第11期	第12期
売上高	(百万円)	18,434	26,374	30,832	41,712
経常損益	(百万円)	△4,334	△6,326	△5,268	△5,960
当期純損益	(百万円)	△3,929	△5,039	△4,338	△6,902
株当たり当期純損益	(円)	△49,360.55	△50,394.86	△43,387.45	△44,991.06
総資産	(百万円)	44,548	55,759	71,787	107,616
純資産	(百万円)	8,063	5,524	2,185	9,293

(7) 対処すべき課題

当社の事業である決済関連事業におきましては、多数の同業他社が存在し、共通ポイントや電子決済を軸とした経済圏同士の競争状態となっております。

このような状況の中、当社は楽天グループとの連携をさらに進めることでグループ保有の資産を有効に活用し、優位性を確保するとともに他社との差別化を図ってまいります。また、当社におけるポイントカード、楽天ペイの各サービス及び楽天 Edy 株式会社が提供する電子マネー『楽天 Edy』の統合的なパートナーへの導入を進め、各サービス間のクロスユースを推進いたします。さらに、戦略的な投資によりユーザー数の拡大を図り、持続可能で安定的な業容の拡大を進めてまいります。

さらに、情報漏洩やシステム障害によるサービス停止などのリスクの低減や、災害等の緊急事態が発生した場合の事業中断リスクの低減を図るため、引き続きシステム統制や内部統制の強化、事業継続計画の策定等に取り組んでまいります。

(8) 主要な事業内容

事業	事業内容
ポイントパートナー事業	共通ポイントサービスの提供

楽天ペイ事業	キャッシュレスペイメントにかかる電子決済サービスの提供
--------	-----------------------------

(9) 主要な営業所及び従業員の状況

① 主要な営業所

- [本 社] 東京都港区港南二丁目 16 番 5 号
- [名古屋] 愛知県名古屋市中区栄一丁目 12 番 17 号
- [大 阪] 大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番 18 号
- [福 岡] 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号
- [那 覇] 沖縄県那覇市久米二丁目 3 番 15 号

② 従業員の状況

従 業 員 数
711 名

(注) 従業員数は当社に籍を置く社員で、他社への出向者を除き当社への受入出向者を含んでおります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況親 会 社: 楽天グループ株式会社

会社概要: 資本金 294,061 百万円主な事業内容インターネットサービス事業

代表者 代表取締役会長兼社長 三木谷浩史保有比率: 95% (普通株式 190,000 株)

② 親会社との間の取引に関する事項 当社は親会社 (楽天グループ株式会社) との間でポイント提携等の業務提携契約を結び、相互にサービス提供や資金の預け入れ等取引を行っております。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本として、当社は親会社を通じて販売促進や仕入れ等の取引を行うとともに、業務委託等の取引についても、発生金額等をベースに双方協議の上で決定しております。また、資金の預け入れ及び借入れ時の利息につきましても市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

ロ. 当該取引は当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を得て決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
楽天Edy株式会社	75百万円	100.00%	プリペイド型電子マネー「楽天Edy」、「楽天キャッシュ」事業の企画・運営、プリペイド型電子マネーのカード発行会社・利用店舗の開発、楽天Edyブランドの管理

(11) 主要な借入先及び借入金残高該当事項はありません

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主還元については中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の拡充を勘案することとしており、中間配当については機動性を確保する観点から取締役会の決議によることとしております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数普通株式

200,000株

(2) 大株主普通株式

株主名	持株数	発行済株式数に対する所有株式数の割合
楽天グループ株式会社	190,000株	95.00%
楽天銀行株式会社	10,000株	5.00%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三木谷 浩史	取締役会長	<p>楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長楽天グループ株式会社 最高執行役員 有限会社サムライ 取締役 Rakuten USA, Inc. 取締役有限会社三木谷興産 取締役 楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長一般社団法人新経済連盟 代表理事 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長株式会社楽天野球団 代表取締役会長兼オーナー合同会社クリムゾングループ 代表社員一般財団法人三木谷財団 評議員 楽天メディカル株式会社 代表取締役会長 楽天データマーケティング株式会社 取締役 Kosmos Global Holding, S.L. 取締役 AST & Science, LLC Director 取締役 楽天モバイル株式会社 代表取締役会長楽天カード株式会社 取締役会長 楽天シンフォニー株式会社 代表取締役会長楽天銀行株式会社 取締役会長 Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board & Co-CEO 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 取締役会長楽天証券ホールディングス株式会社 取締役会長</p>
小林 重信	代表取締役社長	<p>楽天グループ株式会社 執行役員楽天 Edy 株式会社 取締役</p>
笠原 和彦	取締役副社長副社長執行役員	<p>楽天グループ株式会社 常務執行役員 楽天ブックスネットワーク株式会社 取締役 楽天東急プランニング株式会社 代表取締役社長</p>

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
百野 研太郎	取締役	楽天グループ株式会社 代表取締役 副社長執行役員 COO 楽 天カード株式会社 取締役 楽天ソシオビジネス株式会社 取締役 Rakuten USA, Inc. 取締役 Rakuten Medical, Inc. 取締役 楽天東急プランニング株式会社 取締役 楽天ヴィッセル神戸株式会社 取締役 Taiwan Rakuten Baseball, Inc. 董事 Taiwan Rakuten Sports Entertainment, Inc. 董事 株式会 社楽天野球団 取締役 J P 楽天ロジスティクス株式会社 取締役楽天モバイル株 式会社 取締役副会長 楽天コミュニケーションズ株式会社 取締役楽天シンフォニー 株式会社 取締役
廣瀬 研二	取締役	楽天グループ株式会社 副社長執行役員 CFO 楽天カード株 式会社 取締役 楽天ヴィッセル神戸株式会社 取締役株式会社楽天 野球団 取締役 楽天モバイル株式会社 取締役副会長 JP 楽天ロジスティクス株式会社 監査役楽天シンフォニー株 式会社 取締役
中尾 大	監査役（常勤）	—
西川 義明	監査役	楽天グループ株式会社 常勤監査役楽天カード株 式会社 監査役楽天 Edy 株式会社 監査役楽天イン シュアランスホールディングス株式会社 監査役

（注1）取締役会長 穂坂 雅之氏は、2022年6月7日をもって辞任しております。

（注2）取締役会長 三木谷 浩史氏は、2022年6月8日に就任しております。

（注3）代表取締役社長 中村 晃一氏は、2022年9月1日をもって辞任しております。

（注4）代表取締役社長 小林 重信氏は、2022年9月1日に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員(名)	支給金額(百万円)
取締役	3	121

監査役	1	15
-----	---	----

(注) 期末現在の人員は、取締役5名、監査役2名であります。支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役3名、監査役1名が在任していることや、期中に支給対象の取締役の交代があったためであります。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等及びその運用状況

5-1. 業務の適正を確保するための体制当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための

体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次の通り決議しています。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「Rakuten Group Regulation」(以下、RGRといいます。)及び社内規程等に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役、執行役員、社員、契約社員、パートタイマー及び派遣社員(以下、併せて「役職員」といいます。)の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部門による定常的なモニタリング及び、業務監査を実施するとともに、適宜コンプライアンスに対する取り組みを進め、適正な職務執行を徹底し報告させることで把握します。

また、取締役会及び監査役等による役職員の職務執行に対する監督を徹底し、法令・定款への適合性の検証を行います。

②すべての役職員に対して当社における法令等遵守の観点から必要となる知識の習得及び倫理観の醸成を図るべく、継続的にコンプライアンス教育を実施します。

③監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会または代表取締役に對し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

④当社の役職員が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者・通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理体制当社は、取締役の職務執行に係る文書、電磁的記録等の各種情報は、RGR及び社内規程等に則り、適法・適切に保存・管理し、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理体制

①当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程等に基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。特に当社において重要性の高い信用リスク及び情報管理に伴うリスクについては、代表取締役社長の指示のもと、リスク管理担当部署を中心に、リスク管理を徹底するとともに、当社全体として当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとします。当社の代表取締役社長等によって構成され、定期開催されるリスク管理委員会にてリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

- ②事業投資に伴うリスクについては、一定額以上の案件につき取締役会の承認決議を必要とすることにより、リスク管理を適切に行います。さらに、内部監査部門は、独立した立場で、法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に取り締役に報告します。
- (4)取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われるための体制当社は、取締役の職務執行に関して、RGR及び社内規程等に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。
意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。
- (5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制当社は、RGRに則り、親会社の主管部署に対し重要事項の報告・相談をします。当社または子会社の内部監査部門が年間計画に従い業務監査を実施することにより業務の適正を確保します。
且つ、免許等を受けた金融機関である子会社については独立経営を尊重します。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役が補助使用人の設置を求めた場合は、その職務遂行に必要な能力を有する者の確保、指揮命令系統の監査役への帰属及び人事考課等の同意権付与等にて独立性と指示の実効性を確保します。
- (7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の報告に関する体制当社は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、当社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。
- (8)その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制当社は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (9)監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (10)財務報告の適正な実施のための体制当社は、経営情報及び財務情報等の開示事項等に係る財務報告については、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理等に基づき、会計監査人による有効性評価を実施します。
- (11)反社会的勢力に対する体制当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、反社会的勢力と一切関係を持たず、警察等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応し、役職員の安全を確保します。
5-2.業務の適正を確保するための運用状況の概要当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

(1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①楽天グループ倫理憲章を当社にも適用して、高い倫理観をもって事業活動に取り組んでいます。

内部監査部門を代表取締役社長直轄の組織として設置して、内部監査計画に基づいた監査を実施しています。

社内規程類に基づき、四半期に1回、コンプライアンス委員会で、コンプライアンスの実施状況を報告させることで把握しています。

取締役は、社内規程に基づき、職務執行に対する監督を徹底しています。

監査役は、監査役監査基準に基づき、職務執行に対する監督、法令・定款への適合性を検証しています。これら、監督業務・検証は、社内規程に基づき、毎月開催される取締役会で必要に応じて、報告しています。

- ②RGR及び社内規程等に基づき、年2回以上、すべての役職員に対してコンプライアンスについての研修を実施し、すべての役職員が法令や社内規程等のコンプライアンス遵守に対する宣誓を行うことで、法令等遵守に対する意識の醸成を図っております。

- ③監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会または代表取締役社長に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めています。取締役会への出席状況及び協議、報告された内容については、毎回取締役会議事録を作成しており、監査役からの意見等があれば、そちらに記述して残しています。

- ④当社は、適切な通報者保護を実現することを目的とした社内規程を策定し、社内・社外窓口への通報手段・方法を定めています。

- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理体制取締役会については、社内規程に則り、議事録作成及び保管をしています。また、同様に、文書についても、関連法令に基づいた文書保存期間を定めており、それに則り文書を保存・管理しています。

(3)損失の危険の管理体制

- ①社内規程類に基づき、四半期毎にリスク管理委員会（委員長：代表取締役社長）を開催して、経営陣とリスクの共有を図り、リスクの極小化を図っています。

社内マニュアルに沿って、システム障害発生等の緊急連絡先をメーリングリスト等で管理して、緊急時に迅速に情報集約し、対策を取るための体制を整えています。

楽天グループの情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）基準を導入して、毎年、情報資産の棚卸とリスク分析及びリスク対策を進めています。

- ②事業投資に関する意思決定及び必要な手続きにおいては、楽天グループ(株)及び当社が定める社内規程に基づき、実行しています。

- (4)取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われるための体制取締役は社内規程に定められた職務権限の内容に則り、職務を執行しています。

執行役員は社内規程に定められた職務権限の内容に則り、管掌業務の執行にあたっています。

- (5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制当社は、RGRに則り、楽天グループ株式会社への報告制度を構築して、適切に事前報告等を行っています。また、当社は、子会社のガバナンス強化のため、社内規程に則り、子会社の意思決定機関等で付議・報告される重要事項に関して、別途報告を受けるものとし、さらに内部統制の確

立や改善を目的に、子会社への内部監査を実施できるものとしています。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助する使用人が配置された場合はその使用人の取締役からの独立性を確保します。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の報告に関する体制当社は、社内規程に基づき、監査役に会社業務の適正性に関する法定の報告を行っています。また、「内部統制基本方針」に基づき、監査役の要請に基づいて、取締役及び各使用人は監査役から求められる情報や資料等を適時、提出・報告しています。
- (8) その他監査役による監査が効率的に行われることを確保するための体制監査役の要請に基づいて、取締役及び各使用人は監査役から求められる情報や資料等を適時、提出・報告しています。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務遂行に要する費用については、社内の経費・精算システムにて、速やかに費用・債務を申請・処理できる体制としています。
- (10) 財務報告の適正な実施のための体制代表取締役社長直轄組織の内部監査部門が財務報告に関わる内部統制の評価を行い、財務報告が適正に行われるように確認しています。作成される財務情報等は、財務・経理関係規程を制定し、規程に則って業務を遂行し、社外の監査法人の監査を受け、業務の適正を確保しています。
- (11) 反社会的勢力に対する体制
「反社会的勢力に対する基本方針」及び社内規程に基づき、適切な対応をしています。

計 算 書 類

第 12 期

〔 2022 年 1 月 1 日から
2022 年 12 月 31 日まで 〕

楽天ペイメント株式会社

科目	金額	
売上高		
決済サービス手数料収益	27,731	
ポイントプログラム利用料収益	9,508	
その他売上	4,473	41,712
売上原価		18,314
売上総利益		23,398
販売費及び一般管理費		29,253
営業損失		5,855
営業外収益		
雑収入	26	26
営業外費用		
雑損失	132	132
経常損失		5,960
特別損失		
関係会社株式売却損	1,658	1,658
税引前当期純損失		7,619
法人税、住民税及び事業税	△570	
法人税等調整額	△145	△716
当期純損失		6,902

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利 益 剰余金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	100	3,859	10,022	13,881	△11,796	2,185	2,185
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	1,011	1,011	1,011
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	3,859	10,022	13,881	△10,784	3,196	3,196
当期変動額							
新株の発行	6,499	6,499	—	6,499	—	12,999	12,999
剰余金から準備金への振替	—	10,022	△10,022	—	—	—	—
減資	△6,499	—	6,499	6,499	—	—	—
準備金から剰余金への振替	—	△5,296	5,296	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△11,796	△11,796	11,796	—	—
当期純損失	—	—	—	—	6,902	6,902	6,902
当期変動額合計	—	11,225	△10,022	1,203	4,893	6,096	6,096
当期末残高	100	15,084	—	15,084	△5,891	9,293	9,293

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 …… 先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

工具器具備品 …… 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 主に従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により按分した金額を発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりであります。

決済サービス手数料	<p>……………決済サービスにかかる契約について、当社のパートナーに対し決済サービスを提供することを履行義務として識別しております。</p> <p>当該履行義務は義務の履行に応じて、決済サービス利用料収益として認識しております。</p>
ポイントプログラム利用料	<p>……………ポイントプログラムにかかる契約について、当社のパートナーに対しポイントプログラムを提供することを履行義務として識別しております。</p> <p>当該履行義務は義務の履行に応じて、ポイントプログラム利用料収益として認識しております。</p>

また、顧客との契約獲得のための増分コスト（以下、契約コスト）のうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しております。契約コストから認識した資産については、顧客との当初契約期間にわたり定額法で償却しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告 42 号 2021 年 8 月 12 日）を当事業年度の期末から適用しております。

なお、法人税及び地方税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（実務対応報告第 5 号 2018 年 2 月 16 日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」（実務対応報告第 7 号 2018 年 2 月 16 日）に従っております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度より適用しております。

当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

なお、当該会計基準等の適用に伴い、契約コストのうち回収が見込まれる部分について資産として認識したため、期首利益剰余金が 1,011 百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品

に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。なお、当該会計基準等の適用に伴う計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,849百万円

(2) その他の情報

①算出方法繰延税金資産は、楽天グループ株式会社を連結親会社とする連結グループにて、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異のうち、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、回収可能性があると認められる金額を算定しております。

②主要な仮定及び翌会計年度の計算書類に与える影響等これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益の額

	売上高 (百万円)
顧客との契約から生じる収益	41,712
その他の収益	—

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

3. 保証債務

該当事項はありません。

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

(1) 短期金銭債権 56,756百万円

(2) 短期金銭債務 8,809百万円

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	3,304 百万円
営業費用	52,632 百万円

営業取引以外による取引高

営業外収益	11 百万円
営業外費用	20 百万円

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済普通株式の数 200,000 株

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	5,103 百万円
未払費用	702
退職給付引当金	280
新株予約権	94
賞与引当金	75
貸倒引当金限度超過額	19
その他	12
繰延税金資産小計	6,289
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,274
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△946
評価性引当額小計	△4,221
繰延税金資産合計	2,068
繰延税金負債	
譲渡損益の繰延	△219
その他	0
繰延税金負債合計	△218
繰延税金資産・負債の純額	1,849

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項当社は、資金運用及び資金調達について、キャッシュ・マネジメントシステムを利用した短期的なグループ内部への貸付、又は短期的なグループ内部からの調達に限定しております。

売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。子会社株式は発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

下記(2)市場価格のない株式等に記載の事項を除き、当社で保有する金融商品については短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

- (2) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	4,182

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
親会社	楽天グループ 株式会社	被所有 直接 95% 間接 5%	資金の調達 役員の兼任 ポイント取引	ポイント充当	168,398	未収入金	17,951 (*2)
				ポイント付与	42,145 (*1 *2)	未払金	5,953 (*2)
						未払費用	1,328 (*2)
				システム開発 業務委託	5,798 (*2)	未払金	651
				資金の預入	15,318 (*3)	貸付金	16,345
				受取利息	11 (*3)		
				増資	12,999 (*4)	資本金	6,499
資本準備金	6,499						

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注)(*1) ポイント付与は、双方協議の上決定しております。

(*2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(*3) 資金の預け入れについては、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、受取利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

また取引金額は、当事業年度における平均預入残高を記載しております。

(*4) 増資は、株主割当増資により新株の発行を行ったものであります。

2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	楽天 Edy 株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 社員の出向 電子マネー 決済取引	電子マネー決済	8,063 (*1 *2)	未収入金	387
				加盟店手数料	173 (*1 *2)		
				楽天キャッシュ 決済	163,321 (*1 *2)	未収入金	20,963

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注)(*1) 第三者との取引条件を勘案し契約を定め、取引を行っております。

(*2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
親会社の 子会社	楽天カード 株式会社	なし	役員の兼任社 員の出向カー ド決済取引	カード決済支払 手数料	11,439 (*1 *2)	未払金	2,313
				決済取引	739,293 (*1 *2)	未収入金	2,440
親会社の 孫会社	楽天証券 株式会社	なし	株式の譲渡	譲渡対価	3,617 (*3)	—	—
				譲渡損失	1,658	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方法)

(注)(*1) 取引量を勘案の上、両者協議し条件を決定しております。

(*2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(*3) 譲渡価格は、独立した第三者による算定価格を勘案して決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 46,465円49銭
- 1株当たり当期純損失 44,991円06銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

計算書類附属明細書

第 12 期

〔 2022 年 1 月 1 日から
2022 年 12 月 31 日まで 〕

楽天ペイメント株式会社

目 次

1. 有形固定資産の明細 1 頁
2. 引当金の明細 1 頁
3. 販売費及び一般管理費の明細 2 頁

※本附属明細書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 1. 有形固定資産の明細

区 分	資 産 の 種 類	期首帳簿 価額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有 形 固 定 資 産	工具器具備品	百万円 0	百万円 0	百万円 -	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 1
	計	0	0	-	0	0	0	1

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他 (*1)	
貸倒引当金 (流動)	百万円 73	百万円 -	百万円 0	百万円 42	百万円 29
貸倒引当金 (固定)	26	-	-	0	26
賞 与 引 当 金	204	217	204	-	217
退 職 給 付 引 当 金	635	217	32	8	811

(*1) 貸倒引当金 (流動) の当期減少額その他は、一般債権の洗替に伴うものであります。

貸倒引当金 (固定) の当期減少額その他は、個別引当債権の洗替に伴うものであります。

退職給付引当金の当期減少額その他は、転籍に伴う減少額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額 (百万 円)	摘 要
広告宣伝費	2,389	
販売促進費	6,767	
支払手数料	202	
外注費	5,521	
貸倒引当金繰入額	△43	
役員報酬	136	ストックオプション費用含む
給料手当	3,851	出向者給与等、通勤交通費含む
賞与等	974	
退職給付費用	185	
福利厚生費	487	原籍者法定福利費含む
求人関連費	57	
報酬顧問料	65	
旅費交通費	172	
システム外注費	6,116	
施設利用料	1,009	
賃借料	15	
修繕消耗品費	37	
通信費	29	
公租公課	682	
その他	593	
計	29,253	

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

楽天ペイメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

安藤 勇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

黒木 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天ペイメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第 1 2 期監査報告書

当監査役は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

(1) 事業報告等の監査内容

①各監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②各監査役は、監査役全員にて定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

イ取締役会その他の重要な会議に出席し(オンライン形式での出席を含む)、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

ロ事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

ハ子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

ニ事業報告に記載されている個別注記表に記載された親会社との取引を行うに当たり会社の利益を害さないように留意した事項及びその判断及び理由(会社法施行規則第118条第5号イ及びロ)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(2) 計算書類等の監査内容

①会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適切に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

楽天ペイメント株式会社

常勤監査役 中尾 大



監査役 西川 義明

